

福祉はぐくみ企業年金基金規約

(最終改正：2025 年 6 月 15 日)

目 次

第1章 総 則

第2章 代議員及び代議員会

第3章 役員及び職員

第4章 加入者

第5章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

第6章 給 付

第1節 通 則

第2節 老齢給付金

第3節 脱退一時金

第4節 遺族給付金

第7章 掛 金

第8章 積立金の積立て

第9章 積立金の運用

第10章 年金通算

第11章 解散及び清算

第12章 雑 則

附 則

別 表

第1章 総 則

(目的)

第1条 この企業年金基金(以下「基金」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、基金の加入者及び加入者であった者(以下「加入者等」という。)の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 基金の名称は、福祉はぐくみ企業年金基金とする。

(事務所)

第3条 基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都新宿区市谷本村町1番1号

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この規約に基づいて確定給付企業年金を実施する法第2条第2項に定める厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地は、別表第1に掲げるとおりとする。

(公告の方法)

第5条 基金において公告しなければならない事項は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)による公告として基金のウェブサイトへの掲載により行うほか、基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 基金に代議員会を置く。

- 2 代議員会は、代議員をもって組織する。
- 3 代議員会は、代議員の求めに応じてウェブ会議システムを用いて行う。

(代議員の定数)

第7条 基金の代議員の定数は、100人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(代議員の任期)

- 第8条 代議員の任期は3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

- 第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。
- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
 - 3 前2項の規定による選挙の期日は、15日前までに公告しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

- 第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。
- 2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、得票数の多い者から順次に数えて当該選挙により選挙すべき互選代議員の数に相当する数の者を当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票

の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票がなければならない。

- 2 前条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、前項の規定にかかわらず、前条第 1 項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
- 3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

- 第 14 条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。
- 2 前項の規定による選定代議員の選定は、選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法を基本とし、当該方法を希望しない事業主は選定行為を現に役員又は職員でない者に委任しなければならない。
 - 3 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
 - 4 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
 - 5 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
 - 6 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(選定代議員の選定規程)

第 14 条の 2 この規約に定めるもののほか、選定代議員の選定に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(通常代議員会)

第 15 条 通常代議員会は、毎年 1 月及び 7 月に招集する。

(臨時代議員会)

- 第 16 条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。
- 2 理事長は、代議員の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第 17 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所(ウェブ会議システムを活用する場合にはその方法を含む。)を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(定足数)

第 18 条 代議員会は、代議員の定数(第 20 条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 代議員会に出席することのできない代議員は、前条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、代議員会の開催の日の前日までに基金に到着した書面に限る。

(代議員会の議事)

第 19 条 代議員会の議長は、理事長をもって充てる。

2 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。)第 15 条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数で決する。

4 代議員会においては、第 17 条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、出席した代議員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第 20 条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第 21 条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3 人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他の重要事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所(ウェブ会議システムを活用した場合にはその方法を含む。)
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名(ウェブ会議システムにより出席した代議員についてはその旨を含む。)、第 18 条第 2 項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名及び第 21 条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた 2 人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかななければならない。
- 4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規程)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

第26条 理事の定数は、12人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て、理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て、理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が終了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (5) 積立金の管理及び運用に関する方針

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 理事会に出席することができない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第35条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しな

い事項について、監事 2 名が基金を代表する。

6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第 36 条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第 37 条 理事は、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第 38 条 基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に規定するもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程(別表第2に掲げる各実施事業所ごとに定める福祉はぐくみ企業年金基金に係る取扱い規程をいう。なお、当該規程は、法令等及び基金の取扱い基準に準拠し、各実施事業所において定められ、予め基金に届けられたものとする。以下同じ。)第2条に規定する者(以下「制度適用者」という。)とする。

(資格取得の時期)

第40条 制度適用者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 制度適用者となった日
- (2) 各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程第4条に定める休職等の期間が終了した日の翌日

(資格喪失の時期)

第41条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡した日の翌日
- (2) 制度適用者でなくなった日の翌日
- (3) その使用される法第2条第2項に規定する厚生年金適用事業所が実施事業所でなくなった日の翌日
- (4) 厚生年金保険の被保険者でなくなった日
- (5) 制度適用者が使用される実施事業所における企業年金基金に係る取扱い規程第4条に定める休職等を開始する日

(加入者期間)

第42条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、基金における前後の加入者期間を合算する。

- (1) 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。))を有する者をいう。以下同じ。)となった者であって当該脱退一時金の全部を支給されたもの
- (2) 再加入者となる前に基金の老齢給付金の受給権者となった者であって当該老齢給付金の全部又は一部を支給されたもの
- (3) 再加入者となる前に第89条第2項、第90条第2項、第91条第2項又は第92条第2項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

第5章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

(基準給与)

第43条 給付の額の算定の基礎となる給与(以下「基準給与」という。)は、各実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程第3条に規定するDB給与月額とする。

ただし、老齢給付金の支給を開始した月(第60条の一時金の支給を申し出た場合は、当該申し出た月の翌月)以降の各月の基準給与は、零とする。

(仮想個人勘定残高)

第44条 加入者の資格を喪失した日及び加入者の資格を喪失した日以前の各月末日(以下この項において「残高計算日」という。)における仮想個人勘定残高は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月から残高計算日の属する月の前月までの各月について、各月末日現在における基準給与を累計した額
- (2) 加入者の資格を取得した日の属する月から残高計算日の属する月の前月までの各月について、次式により計算した額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を累計した額

$$\text{前月末日の仮想個人勘定残高} \times \text{残高計算日の月次再評価率}$$

- 2 前項の規定にかかわらず、第59条又は第64条の規定により、老齢給付金又は脱退一時金の支給の繰下げをした者に係る、加入者の資格を喪失した日の属する月から老齢給付金の支給要件を満たした日(老齢給付金又は脱退一時金の支給の繰下げを行った場合にあっては、当該繰下げが終了した日とする。)の属する月までの各月末日(以下この項において「残高計算日」という。)の仮想個人勘定残高は、前月末日の仮想個人勘定残高に次式により計算した額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を加算した額とする。

$$\text{前月末日の仮想個人勘定残高} \times \text{残高計算日の月次再評価率}$$

- 3 第60条第3項第2号、第3号又は第4号に掲げる選択割合を選択して一時金の支給を受けた場合の仮想個人勘定残高は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算された額に100%から当該選択割合を減じて得た率を乗じて得た額とする。
- 4 第1項第2号及び第2項の月次再評価率は、事業年度ごとに、その年の前5年間に発行された国債(期間10年のものに限る。)の応募者利回りの平均値(0.1%未満の端数があるときは、これを切捨てる。)とその年の前1年間に発行された国債(期間10年のものに限る。)の応募者利回りの平均値(0.1%未満の端数があるときは、これを切捨てる。)のいずれか低い値(以下「指標利率」という。)に基づき、次式により計算される率とする。

なお、指標利率が零以下の場合は、指標利率を零とし、指標利率が5.0%を超える場合には、指標利率を5.0%として、第1項第2号及び第2項の月次再評価率を計算するものとする。

$(1 + \text{指標利率}) \text{の } 1/12 \text{ 乗} - 1$

[小数点以下 8 位以下を四捨五入し、小数点以下 7 位とする。]

(標準給与)

第 45 条 掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「標準給与」という。)は、第 43 条に規定する基準給与の額と同額とする。

第6章 給 付

第1節 通 則

(給付の種類)

第46条 基金による給付は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第47条 受給権は、受給権者の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付して、基金に提出することによって行う。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第67条各号に掲げる者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。
 - (1) 第68条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる者
死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
 - (2) 第68条第1項第3号及び第4号に掲げる者
前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 5 第52条第4項又は第5項の規定に基づく給付の制限を行うときは、事業主は、当該制限に該当した理由及び制限後の給付内容を証する書類を基金に提出するものとする。

(標準年金額)

第48条 標準年金額は、給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の支給が開始されるときにおける仮想個人勘定残高を、同時点における第44条第4項に定める月次再評価率を算定するのに用いる指標利率を予定利率として別表第3に定める年金換算率で除して得た額とする。

(端数処理)

第49条 年金給付の年額及び月額並びに給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(支給期間)

第50条 基金の年金給付は、5年確定年金とし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第51条 年金給付の支払日は、年4回、3月、6月、9月及び12月の各15日(当該日が金融機関の休業日である場合には、翌営業日とする。)とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。ただし、前支払月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合におけるその期の年金は、支払月でない月であっても支払うものとする。

2 一時金給付は、裁定の請求の手続が終了した後2月以内に支払う。

3 前2項の給付の支払は、基金が、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に、給付の額を振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第52条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金を支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

2 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為又は重大な過失により、死亡又は死亡の原因となった事故を生じさせたときは、給付の全部又は一部を行わない。

3 受給権者が、正当な理由がなく法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。

4 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったとき(当該理由により懲戒解雇又は諭旨解雇に該当した場合とする。)は、給付の全部又は一部を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

5 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第53条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだそ

の者に支給しなかったもの(以下この条において「未支給給付」という。)があるときは、その者に係る第 68 条第 1 項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第 68 条第 1 項各号の順位とし、同項第 3 号及び第 5 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

3 第 1 項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第 68 条第 1 項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第 1 項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、基金に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第 47 条第 4 項の例により、給付の裁定の請求書を基金に提出しなければならない。

(1) 第 68 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 未支給給付を受けるべき同順位の者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第 54 条 受給権の消滅時効については、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第 55 条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第 56 条 基金は、第 47 条第 1 項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

第57条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、65歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

- 2 前項の場合のほか、加入者期間が20年以上である加入者が、50歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。ただし、実施事業所から引き続き他の実施事業所の加入者となった者については、この限りでない。

(年金額)

第58条 年金として支給する老齢給付金の額は、標準年金額とする。

(支給の繰下げ)

第59条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、その者が70歳に達する日の属する月まで、当該老齢給付金の支給を繰り下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により老齢給付金の支給を繰り下げている者は、老齢給付金の支給をいつでも申し出ることができる。
- 3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第50条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。
- 4 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の額は、標準年金額とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

第60条 老齢給付金の受給権者は、当該受給権の裁定を請求するとき(前条の規定により老齢給付金の支給の繰下げを申し出た者が、当該繰下げ期間中に当該繰下げを終了して老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合を含む。)に、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次の各号に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金の支給を受けている間においても、当該請求をすることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
 - (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
 - (4) その他前各号に準ずる事情
- 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、

ては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を基金に提出しなければならない。

- 3 第 1 項の規定により一時金の支給を選択する場合にあっては、次に掲げる選択割合のいずれを選択するかを申し出ることとする。

ただし、当該選択を行う前に、老齢給付金の一部につき、一時金を選択している場合にあっては、選択は第 1 号の選択割合に限るものとする。

- (1) 100 %
- (2) 75 %
- (3) 50 %
- (4) 25 %

- 4 前項の規定により選択した一時金給付の額は、標準年金額(当該選択をする前に、老齢給付金の一部につき一時金を選択している場合にあっては、標準年金額に 100 %から既に選択をしている前項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の選択割合を減じて得た率を乗じて得た額とする。)に、当該標準年金額を算定するときに用いた予定利率及び残余支給期間(老齢給付金の支給期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。以下同じ。)に応じて別表第 4 に定める率を乗じて得た額に、前項の選択割合を乗じて得た額とする。

- 5 第 3 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の選択割合を選択して一時金の支給を受けた翌月以降の年金の額は、標準年金額に 100 %から選択した選択割合を減じて得た率を乗じて得た額とする。

(失権)

第 6 1 条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- (1) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
- (2) 5 年間の老齢給付金の支給期間が終了したとき。
- (3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第62条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が1月以上20年未満(65歳に達したときに加入者である者にあつては、65歳に達したときにおける加入者期間が20年未満)で、加入者の資格を喪失したとき(死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。)
- (2) 65歳未満かつ加入者期間が20年以上で、第57条第2項に該当することなく加入者の資格を喪失したとき。

(一時金額)

第63条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失したときにおける仮想個人勘定残高とする。

(支給の繰下げ)

第64条 第62条第2号に係る脱退一時金の受給権者(第41条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。)は、70歳に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。

- 2 第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者のうち第41条第5号に該当して加入者の資格を喪失したものは、その者が使用される実施事業所における企業年金基金に係る取扱規程第4条に定める休職等が終了する日の翌日までの間、当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。
- 3 第1項又は前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、脱退一時金の支給をいつでも申し出ることができる。
- 4 前項の規定により脱退一時金の支給を申し出た場合の脱退一時金の額は、脱退一時金の支給を申し出たときの仮想個人勘定残高とする。

(支給の効果)

第65条 脱退一時金の支給を受けたとき及び第89条から第92条までの規定により脱退一時金相当額を移換したときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとし、当該期間に係る仮想個人勘定残高は、零とする。

(失権)

第66条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- (1) 脱退一時金の支給を受けたとき。
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。
- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったとき。

- (4) 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者の基金における前後の加入者期間を合算したとき。

第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

第67条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が1月以上である加入者
- (2) 第64条第1項又は第2項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
- (3) 第59条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
- (4) 老齢給付金の支給を受けている者

(遺族の範囲及び順位)

第68条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第3号及び第5号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。また、父母については、養父母、実父母の順序により、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順位による。

- (1) 配偶者
 - (2) 婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者
 - (3) 給付対象者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた子(給付対象者の死亡の当時、胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。以下この項において同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
 - (5) 第3号に該当しない、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- 2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

第69条 遺族給付金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第67条第1号、第2号又は第3号に掲げる者が死亡したとき。

給付対象者が死亡したときの仮想個人勘定残高

- (2) 第67条第4号に掲げる者が死亡したとき。

給付対象者が支給を受けていた老齢給付金の額に、当該老齢給付金の額を算定するときに用いた予定利率及び老齢給付金の残余支給期間に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額

第7章 掛 金

(掛金)

第70条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

(標準掛金)

第71条 掛金のうち、標準掛金の月額は、毎月末日現在における各加入者の標準給与の額に100%を乗じて得た額を合算した額とする。

(確定給付企業年金の掛金相当額)

第71条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、月額16,000円とする。

(事務費掛金)

第72条 掛金のうち、基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金の月額は、毎月末日現在における各実施事業所の加入者数を別表第5の各級に区分して、逓次に各金額を適用して計算して得た額を合算した額とする。

(掛金の負担割合)

第73条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第74条 事業主は、毎月の掛金を、その月の翌月の末日(当該日が金融機関の休業日である場合には翌営業日とする。以下「納付期限」という。)までに、基金に納付するものとする。

- 2 前項の掛金を納付期限までに納付しない事業主があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促しなければならない。
- 3 前項の規定により督促を受けた事業主が、督促状に指定された期限までに掛金を納付しなかった場合、当該事業主は、当該事業主が納付すべき掛金の額につき、民法第404条及び第419条の規定により算定した損害賠償の額(以下この条において「遅延損害金」という。)を、掛金と併せて納付する。ただし、掛金を納付しないことにつき、やむを得ない事情があると認められる場合、又は遅延損害金が100円未満となる場合は、この限りでない。
- 4 前項の場合において、督促状に指定された期限までに掛金の一部が納付されたときは、当該納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる掛金は、当該納付された掛金の額を控除した額とする。
- 5 納付する掛金及び遅延損害金の額に、1円未満の端数が生じた場合はこれを1円に切り上げる。

(財政再計算)

第 7 5 条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも 5 年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第 50 条に定める場合は、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第 7 6 条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第77条 基金は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額(法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。)から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第78条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る給付(以下「最低保全給付」という。)の額の現価の合計額とする。

3 前項の現価を算出するにあたっては、再評価率及び年金換算率は、基準日において適用されている月次再評価率及び年金換算率を計算の基礎として用いるものとする。

4 第2項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の受給権者であって、第59条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において、当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金

(3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者(加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の支給を受けた者を除く。)

その者が65歳に達したときに年金として支給される老齢給付金

(4) 基準日において、第62条に係る脱退一時金の受給権者であって、第64条第1項又は第2項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申し出をしているもの

その者が基準日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金

(5) 基準日において加入者であって、加入者期間が20年以上であるもの(第1号に該当する者を除く。)

標準的な退職年齢に達した日(基準日における年齢がこの年齢以上の場合に

あつては基準日。以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる老齢給付金の額(一時金として支給されることとなる老齢給付金の額が、年金として支給されることとなる老齢給付金の額の現価相当額を上回る場合にあっては、当該一時金として支給されることとなる老齢給付金の額とする。)に、次の按分率を乗じて得た額

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日に加入者の資格を喪失した場合に算定される老齢給付金の額

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に算定される老齢給付金の額

(6) 基準日において加入者である者であつて、前号に規定する者以外のもの

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金

5 前項第5号の標準的な退職年齢は、65歳とする。

6 給付改善等(規則第54条第2項に規定する給付改善等をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、最低保全給付の額は、当該給付改善等により増加する給付の額に、当該給付改善等に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数(その期間に1年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。)を5から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。)を5で除して得た数を乗じて得た額を、第4項第5号及び第6号の規定に基づき計算した額から控除する。

(臨時拠出による特例掛金)

第79条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を、特例掛金として拠出する。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第9章 積立金の運用

(基金資産運用契約)

- 第80条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。
- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払うものであること。
 - (2) 信託金と支払金は相殺しないものであること。
- 4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 保険料と保険金は相殺しないものであること。
- 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

- 第81条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。
- (1) 基金資産運用契約の相手方(以下「運用受託機関」という。)の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (5) 資産額の変更の手続き
 - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、

前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。

- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第82条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第83条 基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。

- 3 基金は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、生命保険契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第84条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

第85条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産状況の確認)

第86条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第87条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第10章 年金通算

(中途脱退者の選択)

第88条 基金は、基金の中途脱退者(第62条に該当する者という。以下同じ。)に対して、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給、繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。

- (1) 速やかに、脱退一時金を受給すること。
 - (2) 第92条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)へ移換することを申し出ること。
 - (3) 基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
 - (4) 第92条第1項の規定に基づき、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。
 - (5) 第64条の規定に該当する場合には、支給の繰下げの申し出を行うこと。
- 2 前項第3号又は第4号を選択した基金の中途脱退者が、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第90条第1項、第91条第1項若しくは第92条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第89条 基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金(以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。)の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等(資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があつた日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第90条 基金の中途脱退者は、存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確

保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。)附則第 3 条第 11 号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)の加入員の資格を取得した場合であって、当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に当該存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後 2 月以内に移換する。
- 3 第 1 項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は当該存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して 3 月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第 9 1 条 基金の中途脱退者は、企業型年金(確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)第 2 条第 2 項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の企業型年金加入者(同法第 2 条第 8 項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金(同法第 2 条第 3 項に規定する個人型年金をいう。)の個人型年金加入者(同法第 2 条第 10 項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。)の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関(同法第 2 条第 7 項第 1 号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)又は同法第 2 条第 5 項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後 2 月以内に移換する。
- 3 第 1 項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第 9 2 条 基金の中途脱退者は、基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当

該申出があった日以後 2 月以内に移換する。

- 3 第 1 項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第 93 条 基金は、基金の中途脱退者に対して、第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 91 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。

第 11 章 解散及び清算

(解散)

第 94 条 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに解散する。

- (1) 法第 85 条第 1 項の認可があったとき。
 - (2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき。
- 2 基金は、前項第 1 号の認可を受けたときは、遅滞なく、同号の認可を受けた旨を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知しなければならない。

(解散時の掛金の一括拋出)

第 95 条 基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を掛金として一括拋出する。

- 2 前項に規定する掛金は、当該下回る額を、解散日現在における実施事業所の加入者の仮想個人勘定残高の総額に応じて按分した額を、解散日現在における実施事業所の事業主が負担する。

(支給義務の消滅)

第 96 条 基金は、基金が解散したときは、基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給、又は第 89 条第 2 項、第 90 条第 2 項、第 91 条第 2 項若しくは第 92 条第 2 項の規定により解散した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算人)

第 97 条 基金が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、代議員会において他の者を選任したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。
- (1) 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
 - (2) 基金が第 94 条第 1 項第 2 号の規定により解散したとき。
 - (3) 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
- 3 清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

(残余財産の分配)

第 98 条 基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。

- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 残余財産の額が、基金が解散した日(以下この条において「終了日」という。)を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額(以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。)を上回る場合

次に掲げる額を合算した額

- イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
 - ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- (イ)各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
- (ロ)終了日の最低積立基準額

- (2) 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合

残余財産の額に、次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

- イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
- ロ 終了日の最低積立基準額

- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(連合会への残余財産の移換)

第99条 終了制度加入者等(基金が解散した日において基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条及び次条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 前項の申出があったときは、基金は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(国民年金基金連合会への残余財産の移換)

第99条の2 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 前項の申出があったときは、基金は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。
- 3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第98条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第12章 雑 則

(業務の委託)

第100条 基金は、株式会社IICパートナーズに、年金数理に関する業務を委託する。

2 基金は、株式会社セキュリティ情報研究所に、次の各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 給付金の支払いに関する事務
- (2) 加入者(年金受給待期者、年金受給者を含む。)の記録管理に関する事務
- (3) 掛金額計算事務
- (4) 給付額計算事務

3 基金は、前2項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第101条 基金の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(業務概況の周知)

第102条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - (3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
 - (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。
- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - (2) 書面を加入者に交付する方法
 - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - (4) その他周知が確実に行われる方法
- 3 基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

第103条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、受給権者の死亡を証する書類を添付して30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

- 2 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。
- ただし、基金の委託を受けた連合会が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けた場合であって、基金により生存の事実が確認された者は、この限りでない。

(報告書の提出)

第104条 基金は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生(支)局長に提出するものとする。

- 2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
- (1) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - (2) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - (3) 積立金の運用に関する事項
- 3 第1項の決算に関する報告書は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類
- 4 基金は、第1項の書類を、常時、基金の事務所に備え付けて置くものとする。
- 5 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第105条 基金が厚生労働大臣(規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合にあつては、地方厚生(支)局長)あてに提出する規則第116条第1項各号に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。

(減少事業所に係る特別掛金の一括徴収)

第106条 基金は、実施事業所が次の各号に掲げる事由により基金の実施事業所でなくなる場合(実施事業所でなくなる事業主の事業及び権利義務を承継する事業主が、引き続き基金の実施事業所の事業主として存続する場合を除く。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所

(以下「減少事業所」という。)に係る債務及び不足金を、特別掛金として、減少事業所から一括して徴収するものとする。

- (1) 実施事業所の事業主が、基金に任意脱退を申し入れ、代議員会が認めた場合
- (2) 破産により実施事業所でなくなる場合において、全喪年月日の前日以前に破産手続が開始される事業所である場合
- (3) 第1号又は第2号以外の事由により実施事業所でなくなる場合

2 前項に定める減少事業所に係る債務及び不足金とは、次の第1号に掲げる額が第2号に掲げる額以上となる場合は、第1号に掲げる額とし、それ以外の場合は、第2号に掲げる額とする。

(1)規則第88条の2第1項第2号に定める額とし、次のイ及びロに掲げる額を合算した額

イ 特別掛金額の予想額の現価

ロ 繰越不足金(剰余金の処分又は不足金の処理後の繰越不足金をいう。以下同じ。)

(2)規則第88条の2第1項第3号に定める額

最低積立基準額に対する積立不足額

(減少事業所に係る特別掛金の額)

第107条 前条第2項各号に掲げる債務及び不足金の額は、次項により計算される額とする。

2 前条第2項第1号に掲げる債務及び不足金額は、次の各号により算定される額の合計額とする。

(1) 前条第2項第1号イに掲げる債務の額

減少事業所が減少しないとした場合に、減少事業所の事業主が提出することとなる特別掛金の予想額の現価

(2) 前条第2項第1号ロに掲げる不足金額

直前の財政決算日における繰越不足金の額に、直前の財政決算日から減少日前月の末日までの月数に対応する予定利率による付利率による利息に相当する額を合算した額に、直前の財政決算日における基金の全加入者の仮想個人勘定残高の合計額に対する減少事業所の加入者の仮想個人勘定残高の合計額の割合(以下この条において「仮想個人勘定残高割合」という。)を乗じて得た額

3 前条第2項第2号に掲げる不足金額は、次に定める額とする。

減少日の直前の財政決算日における最低積立基準額から純資産額を控除した額に、直前の財政決算日から減少日前月の末日までの月数に対応する最低積立基準額の算出に用いる利率による利息に相当する額を合算した額に、仮想個人勘定残高割合を乗じて得た額

(減少事業所に係る特別掛金の納入告知及び納付期限)

第108条 基金は、減少事業所の事業主に対し、減少日の2週間前までに第106条第1項

に規定する特別掛金に係る納入告知を行わなければならない。ただし、当該事業所に係る減少の事実の判明が遅れた場合は、この限りでない。

2 減少事業所の事業主は、前項の特別掛金を、減少日の前日までに基金に納付するものとする。ただし、当該事業所に係る減少の事実の判明が遅れたことにより納入告知が減少日の前日以降となった場合は、この限りでない。

3 減少事業所の事業主は、第1項の特別掛金の全額を負担する。

(法令等の適用)

第109条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続きその他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、この規約の施行日に第39条に定める加入者の資格を有する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

(財政再計算に関する経過措置)

第3条 第75条第1項の規定にかかわらず、初回の財政再計算は、平成32年3月末日を基準日として行うものとする。

(連合会に関する経過措置)

第4条 第88条第1項第2号に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(代議員定数の変更に関する経過措置)

第2条 施行日現在で現に代議員である者(以下「現代議員」という。)については、なお従前の例による。

2 代議員定数の変更に伴い、増加する代議員に関しては、施行日以降、新たに選定及び互選を行うものとする。なお、新たに選定又は互選された代議員についての任期満了日は、現代議員と同一とする。

3 前項の選定又は互選については、第9条から第14条までの規定を準用して、手続きを行うものとする。

(役員に関する経過措置)

第3条 施行日現在で現に役員である者については、なお従前の例による。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第4条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

(他の確定給付企業年金基金からの脱退一時金相当額の移換)

第5条 基金は、附則別表第1に定める事業所がベネフィット・ワン企業年金基金(関基第008943号。以下「移換元基金」という。)から脱退したことに伴う中途脱退者が、施行日にこの基金の加入者の資格を取得した場合であって、当該中途脱退者が所属する事業所の事業主にこの基金への脱退一時金相当額の移換を申し出たときは、移換元基金の資産管理運用機関から当該申出に係る脱退一時金相当額の移換を受ける。

2 前項の規定により基金が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、基金は、当該移換金を原資として、前項の中途脱退者に対し、第46条各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間及び仮想個人勘定残高の取扱い)

第6条 前条第1項の規定により、移換元基金からこの基金に脱退一時金相当額が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。

2 第44条の規定にかかわらず、受換者の仮想個人勘定残高の算定における同条第1項第1号の額は、同号に掲げる額に、受換者に係る脱退一時金相当額を加算した額とする。

3 受換者の加入者の資格を取得した月における仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第44条第1項第2号中「前月末日の仮想個人勘定残高」とあるのは、「加入者の資格を取得した日の仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。

(受換者となることのできる加入者への基金の説明義務)

第7条 基金は、基金の加入者の資格を取得した者が受換者となることのできるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る基金の給付に関する事項その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

附則別表第 1

受換者となることができる者の対象事業所の名称

事業所の名称
株式会社情報戦略テクノロジー
株式会社ファンコーポレーション
社会福祉法人堂角舎
社会福祉法人ちとせ交友会(岡山県岡山市東区所在)
社会福祉法人ちとせ交友会(東京都調布市所在)
社会福祉法人ちとせ交友会 姪北ちとせ保育園
社会福祉法人森友会(大分県大分市所在)
社会福祉法人森友会(東京都中野区所在)
学校法人立山学園 みんなの森こども園 みんなの森こども園
学校法人立山学園 なかまの森保育園

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年7月27日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年8月29日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年12月20日より施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成31年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成31年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に実施事業所である株式会社エヌリンクスに使用される者であつて、新たに第39条に該当することとなつたものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)

第3条 基金は、実施事業所である株式会社エヌリンクスがつみたてプラン企業型年金(承認番号21001501号。以下「移換元企業型年金」という。)から脱退したことに伴い、移換元企業型年金に個人別管理資産があるこの基金の加入者が、当該移換元企業型年金の資産管理機関にこの基金への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該移換元企業型年金の資産管理機関から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。

2 前項の規定により基金が個人別管理資産の移換を受けたときは、基金は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第46条各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間及び仮想個人勘定残高の取扱い)

第4条 前条第1項の規定により、移換元企業型年金からこの基金に個人別管理資産が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、当該個人別管理資産の算定の基礎となつた期間とを合算した期間(ただし、双方の期間で重複する期間は除く。)とする。

2 第44条の規定にかかわらず、受換者の仮想個人勘定残高の算定における同条第1項第1号の額は、同号に掲げる額に、受換者に係る移換された個人別管理資産を加算した額とする。

3 受換者に係る個人別管理資産の移換を受けた月における仮想個人勘定残高の算定にあつては、第44条第1項第2号中「前月末日の仮想個人勘定残高」とあるのは、「個人別管理資産の移換を受けた日の仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。

(受換者となることができる者への基金の説明義務)

第5条 基金は、受換者となることができる者に対しては、当該者に係る基金の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であつて、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成31年3月31日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和元年(2019年)7月1日(以下「施行日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であつて、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

(他の確定給付企業年金基金からの脱退一時金相当額の移換)

第3条 基金は、附則別表第1に定める事業所がベネフィット・ワン企業年金基金(関基第008943号。以下「移換元基金」という。)から脱退したことに伴う中途脱退者が、施行日にこの基金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該中途脱退者が所属する事業所の事業主にこの基金への脱退一時金相当額の移換を申し出たときは、移換元基金の資産管理運用機関から当該申出に係る脱退一時金相当額の移換を受ける。

2 前項の規定により基金が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、基金は、当該移換金を原資として、前項の中途脱退者に対し、第46条各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間及び仮想個人勘定残高の取扱い)

第4条 前条第1項の規定により、移換元基金からこの基金に脱退一時金相当額が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第42条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。

2 第44条の規定にかかわらず、受換者の仮想個人勘定残高の算定における同条第1項第1号の額は、同号に掲げる額に、受換者に係る脱退一時金相当額を加算した額とする。

3 受換者の加入者の資格を取得した月における仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第44条第1項第2号中「前月末日の仮想個人勘定残高」とあるのは、「加入者の資格を取得した日の仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。

(受換者となることのできる加入者への基金の説明義務)

第5条 基金は、基金の加入者の資格を取得した者が受換者となることができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る基金の給付に関する事項その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

附則別表第1

受換者となることができる者の対象事業所の名称

事業所の名称
社会福祉法人つばさ福祉会
社会福祉法人つばさ福祉会 認定こども園こどもの家
社会福祉法人つばさ福祉会 白馬デイサービスセンター

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)8月28日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)9月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)9月26日より施行し、令和元年(2019年)8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であつて、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和元年(2019年)9月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)11月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年(2019年)12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であつて、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であつて、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)5月15日より施行し、令和2年(2020年)3月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)6月23日(以下「施行日」という。)より施行し、令和2年(2020年)4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)7月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)8月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)8月27日より施行し、令和元年(2019年)11月25日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)9月2日より施行し、令和2年(2020年)6月8日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)9月3日より施行し、令和2年(2020年)8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)11月11日より施行し、令和2年(2020年)9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)12月21日より施行し、令和2年(2020年)11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年(2020年)12月25日(以下「施行日」という。)より施行し、令和2年(2020年)10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であつて、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第2条 第44条の規定にかかわらず、施行日の前日現在で基金の加入者である者(ただし、令和2年(2020年)4月1日(以下「加算基準日」という。)現在で加入者期間を有する者に限る。以下「経過措置者」という。)の仮想個人勘定残高の算定における同条第1項第1号の額は、同号に掲げる額に、本条第1号に掲げる金額に第2号に掲げる数値を乗じた金額を第3号に掲げる数値で除した金額(以下「加算金額」という。)を加算した額とする。なお、加算金額の算定にあたり、円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

(1) 25,000,000円

(2) 加算基準日現在における各加入者(脱退一時金の支給繰下げ中の者を含む。以下、本条において同じ。)の次項に規定する加算基準額

(3) 加算基準日現在における全加入者の次項に規定する加算基準額合計額

2 前項における加算基準額は、次の各号に掲げる数値を乗じた額とする。なお、加算基準額の算定にあたり、円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

(1) 各加入者の加算基準日現在の仮想個人勘定残高

(2) 平成30年(2018年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの間で、当該加入者に対する標準掛金が事業主から基金に拠出されるべき月数(ただし、脱退一時金及び移換金として支給された期間を除く。)を、24で除して得た数値(小数

点以下第 6 位未満を四捨五入する。)

- 3 経過措置者に係る令和 3 年(2021 年)1 月における仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 44 条第 1 項第 2 号中「前月末日の仮想個人勘定残高」とあるのは、「令和 3 年(2021 年)1 月 1 日の仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。

附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、令和 3 年(2021 年)1 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、令和 2 年(2020 年)7 月 1 日（以下「施行日」という。）から適用する。

(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)

- 第 2 条 基金は、附則別表第 1 に定める事業所が、フロンティアグループ企業型年金(承認番号 51000276 号。以下「移換元企業型年金」という。)を廃止したことに伴い、移換元企業型年金に個人別管理資産があるこの基金の加入者が、当該移換元企業型年金の資産管理機関にこの基金への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該移換元企業型年金の資産管理機関から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。

- 2 前項の規定により基金が個人別管理資産の移換を受けたときは、基金は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第 46 条各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間及び仮想個人勘定残高の取扱い)

- 第 3 条 前条第 1 項の規定により、移換元企業型年金からこの基金に個人別管理資産が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第 42 条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、当該個人別管理資産の算定の基礎となった期間とを合算した期間(ただし、双方の期間で重複する期間は除く。)とする。

- 2 第 44 条の規定にかかわらず、受換者の仮想個人勘定残高の算定における同条第 1 項第 1 号の額は、同号に掲げる額に、受換者に係る移換された個人別管理資産を加算した額とする。

- 3 受換者に係る個人別管理資産の移換を受けた月における仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 44 条第 1 項第 2 号中「前月末日の仮想個人勘定残高」とあるのは、「個人別管理資産の移換を受けた日の仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。

(受換者となることのできる者への基金の説明義務)

第4条 基金は、受換者となることができる者に対しては、当該者に係る基金の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

附則別表第1

受換者となることができる者の対象事業所の名称

事業所の名称
株式会社フロンティア
株式会社フロンティアの介護
株式会社えらぶ介護
リハデンタルクリニック 余語康義
株式会社フロイデ

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)1月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)1月26日より施行し、令和2年(2020年)11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)1月28日より施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)3月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(代議員定数及び理事定数の変更に関する経過措置)

第2条 施行日現在で現に代議員である者(以下「現代議員」という。)については、なお従前の例による。

2 代議員定数及び理事定数の変更は、現代議員の任期満了日の翌日より適用するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)4月2日より施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)4月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)4月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)4月30日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)

第3条 基金は、附則別表第1に定める事業所が、S E R I Oグループ企業型年金(承認番号41000563号。以下「移換元企業型年金」という。)を廃止したことに伴い、移換元企業型年金に個人別管理資産があるこの基金の加入者が、当該移換元企業型年金の資産管理機関にこの基金への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該移換元企業型年金の資産管理機関から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。

- 2 前項の規定により基金が個人別管理資産の移換を受けたときは、基金は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第 46 条各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間及び仮想個人勘定残高等の取扱い)

第 4 条 前条第 1 項の規定により、移換元企業型年金からこの基金に個人別管理資産が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第 42 条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間と、当該個人別管理資産の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。

- 2 第 44 条の規定にかかわらず、受換者の仮想個人勘定残高の算定における同条第 1 項第 1 号の額は、同号に掲げる額に、受換者に係る移換された個人別管理資産(以下、「移換された資産額」という。)を加算した額とする。
- 3 受換者に係る個人別管理資産の移換を受けた月における仮想個人勘定残高の算定にあたっては、第 44 条第 1 項第 2 号中「前月末日の仮想個人勘定残高」とあるのは、「個人別管理資産の移換を受けた日の仮想個人勘定残高」と読み替えて適用する。
- 4 受換者に係る給付に関し、第 52 条第 2 項から第 5 項までを適用する場合にあっては、移換された資産額については給付の制限を行わないものとする。

(受換者となることができる者への基金の説明義務)

第 5 条 基金は、受換者となることができる者に対しては、当該者に係る基金の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

附則別表第 1

受換者となることができる者の対象事業所の名称

事業所の名称
株式会社 S E R I O ホールディングス
株式会社セリオ

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)5月2日より施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和3年(2021年)3月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)6月11日より施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。ただし、別表第1及び別表第2における「SMG 税理士法人」に関する変更は令和元年(2019年)10月1日から、「リハデンタルクリニック 余語康義」に関する変更は令和3年(2021年)1月1日から、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)6月15日(以下「施行日」という。)より施行し、令和3年(2021年)4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)6月18日より施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)6月30日より施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)7月15日より施行し、令和3年(2021年)4月26日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)7月29日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)8月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)8月25日より施行し、令和3年(2021年)4月13日から適用する。ただし、別表第1及び別表第2における「SMG 菅原経営株式会社」に関する変更は令和元年(2019年)8月9日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)9月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)9月13日より施行し、令和3年(2021年)8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)9月15日から施行し、令和3年(2021年)9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)9月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)10月10日より施行し、令和3年(2021年)8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)10月25日(以下「施行日」という。)から施行する。

(理事定数の変更に関する経過措置)

第2条 施行日現在で現に理事である者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)12月20日より施行し、令和3年(2021年)11月18日から適用する。ただし、別表第1における「有限会社マルハ白都建設」に関する変更は令和3年(2021年)8月16日から、別表第1及び別表第2における「株式会社寿々ホールディングス」に関する変更は令和3年(2021年)7月1日から、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年(2021年)12月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)1月20日より施行する。ただし、別表第1における「株式会社薬王堂」に関する変更は令和3年(2021年)12月16日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)1月21日より施行する。ただし、別表第1における「ワンビ株式会社」に関する変更は平成30年(2018年)10月1日から、「株式会社ラパンブラン」に関する変更は令和2年(2020年)1月1日から、「株式会社サフレ」に関する変更は同年7月1日から、「エンジョイ株式会社」に関する変更は令和3年(2021年)4月12日から、「医療法人社団裕正会」に関する変更は同年5月1日からそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)3月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)3月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)4月15日(以下「施行日」という。)から施行す

る。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)4月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)5月15日より施行する。ただし、「株式会社エンシア」に関する変更は令和3年(2021年)11月1日から、「株式会社ZEN」に関する変更は令和4年(2022年)3月23日から、「チームビルディングス株式会社」に関する変更は同年4月1日からそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)5月25日より施行する。ただし、別表第1における「株式会社田平陸送」に関する変更は令和3年(2021年)12月1日から、別表第1及び別表第2における「(福)真祐会 認定こども園 リアンたかのす保育園」に関する

変更は同年 4 月 1 日から、「株式会社フルディライトcare」に関する変更は令和 4 年(2022 年)3 月 1 日から、「株式会社hitocolor」に関する変更は同年 4 月 19 日から、「株式会社エデュリー」に関する変更は同年 4 月 28 日からそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 4 年(2022 年)6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第 2 条 第 40 条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第 39 条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 4 年(2022 年)6 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 4 年(2022 年)6 月 15 日より施行する。ただし、別表第 1 における「株式会社ヘルスケア・フィット」に関する変更は同年 5 月 1 日から、別表第 2 における「社会福祉法人若葉会 わかば保育園」、「社会福祉法人若葉会 塩沢金城 わかば児童館」及び「社会福祉法人若葉会 塩沢デイサービスセンター ゆきつばき」に関する変更は同年 3 月 7 日から、「社会福祉法人倉敷福德会」、「社会福祉法人倉敷福德会 小谷かなりや小規模保育園」、「社会福祉法人倉敷福德会 真備かなりや保育園」、「社会福祉法人倉敷福德会 真備かなりや小規模保育園」、「社会福祉法人倉敷福德会 真備かなりや第二小規模保育園」及び「社会福祉法人倉敷福德会 横浜小谷かなりや保育園」に関する変更は同年 4 月 1 日から、別表第 1 及び別表第 2 における「社会福祉法人若葉会 雲洞グループホームつばき園」に関する変更は同年 3 月 7 日から、「社会福祉法人倉敷福德会 小谷かなりや認定こども園」及び「社会福祉法人倉敷福德会 堀南かなりや認定こども園」に関する変更は同年 4 月 1 日から、「プリマステラ社会保険労務士法人」に関する変更は同年 6 月 1 日からそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 4 年(2022 年)6 月 20 日(以下「施行日」という。)より施行し、

令和4年(2022年)4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)7月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)7月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)8月10日より施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる実施事業所に関する変更は、同表の右欄に掲げる日から適用する。

実施事業所名	適用日
社会福祉法人 Chacha children & Co. (東京都新宿区所在)	令和4年(2022年)6月9日
社会福祉法人 Chacha children & Co. (群馬県伊勢崎市所在)	令和4年(2022年)6月17日
社会福祉法人 Chacha children & Co. (埼玉県入間市所在)	令和4年(2022年)6月13日
社会福祉法人 Chacha children & Co. (埼玉県さいたま市中央区所在)	令和4年(2022年)6月3日
社会福祉法人 Chacha children & Co. (千葉県千葉市美浜区所在)	令和4年(2022年)6月6日
社会福祉法人 Chacha children & Co. (千葉県八千代市所在)	令和4年(2022年)6月10日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)8月20日より施行し、令和2年(2020年)2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)10月5日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)10月15日より施行する。ただし、別表第1における「株式会社 s m i s」に関する変更は同年1月1日から、別表第1及び別表第2の「社会福祉法人小松河福祉会 前宮そらまちこども園」の名称に関する変更は同年5月31日から、同「株式会社 e . l l Q u e e n c o . l t d」の名称に関する変更は同年8月31日からそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)10月25日より施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)10月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)11月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)12月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年(2022年)12月20日(以下「施行日」という。)より施行し、同年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)1月20日(以下「施行日」という。)より施行し、令和4年(2022年)11月21日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)2月20日(以下「施行日」という。)より施行し、株式会社IFMC. にあっては同年1月1日から、株式会社ドアフィールドにあっては令和4年(2022年)12月21日(以下それぞれ「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)2月28日(以下「施行日」という。)から施行する。

(理事定数の変更に関する経過措置)

第2条 施行日現在で現に理事である者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)3月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)3月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)3月25日から施行し、令和4年(2022年)5月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)3月30日より施行する。ただし、別表第1における「株式会社ノース・リバー」に関する変更は同年1月1日から、別表第1及び別表第2における「株式会社ironowa」に関する変更は同年1月23日から、同「株式会社LIFE FUND」に関する変更は同年1月17日からそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(事務費掛金の変更に関する経過措置)

第2条 施行日前に係る事務費掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月6日より施行し、令和4年(2022年)2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月7日より施行し、令和4年(2022年)12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月21日より施行し、同年2月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月24日(以下「施行日」という。)より施行し、同年2月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月29日より施行し、同年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)4月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用

される者であって、第 39 条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)5 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)5 月 30 日より施行する。ただし、「株式会社フル
ディライト c a r e」に関する変更は同年 2 月 1 日から、「株式会社エターナルキャス
ト」に関する変更は同年 4 月 1 日からそれぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第 2 条 第 40 条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用
される者であって、第 39 条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)6 月 10 日より施行する。ただし、次の表の左欄
に掲げる実施事業所に関する変更は、同表の右欄に掲げる日から適用する。

実施事業所名	適用日
社会福祉法人真祐会 認定こども園リアンはなお保育園	令和 5 年(2023 年)4 月 3 日
学校法人マーガレット学園 マーガレット保育園 北円山	令和 5 年(2023 年)4 月 12 日
社会福祉法人塔ノ原福祉会 認定こども園錦ヶ丘プラス	令和 5 年(2023 年)4 月 14 日
株式会社ファンくる	令和 5 年(2023 年)5 月 12 日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)6月20日(以下「施行日」という。)より施行し、同年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)7月20日(以下「施行日」という。)より施行し、同年5月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)7月21日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2における「アドバンス21株式会社」に関する変更は同年7月1日から、「株式会社輪華」に関する変更は令和4年(2022年)5月2日から、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)9月10日より施行する。ただし、別表第1における「エンジョイ株式会社」に関する変更は令和4年(2022年)4月1日から、「株式会社y e l l」に関する変更は令和4年(2022年)7月1日から、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所の名称に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

実施事業所名	適用日
ほづみあそびまなびの森	令和4年(2022年)6月6日
学校法人キッズラボ学園 キッズラボ誉田保育園	令和5年(2023年)8月7日
株式会社福祉建設	令和4年(2022年)9月30日
株式会社リハス	令和5年(2023年)7月18日
株式会社 RX プロ	令和5年(2023年)5月9日
学校法人キッズラボ学園 キッズラボ北海道ボールパークFビレッジ	令和5年(2023年)8月7日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)9月20日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(②、③、⑦及び⑬に限る。)、及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(②、③、⑦及び⑬を除く。)に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
①	学校法人立山学園 みんなの森こども園 みんなの森こども園	令和2年(2020年)6月8日
②	学校法人立山学園 なかまの森こども園	令和2年(2020年)6月8日
③	社会福祉法人同心会 幼保連携型認定こども園 妹尾保育園	令和5年(2023年)4月1日
④	社会福祉法人同心会 福田保育園	令和5年(2023年)4月1日
⑤	社会福祉法人同心会 第二福田保育園	令和5年(2023年)4月1日
⑥	社会福祉法人遍照会 遍照こども園	令和5年(2023年)5月8日
⑦	社会福祉法人遍照会 連島こども園	令和5年(2023年)5月8日
⑧	社会福祉法人遍照会 東大沢保育園	令和5年(2023年)5月8日
⑨	社会福祉法人遍照会 大森南保育園	令和5年(2023年)5月8日
⑩	社会福祉法人遍照会 遍照浦和美園保育園	令和5年(2023年)5月8日
⑪	社会福祉法人遍照会 遍照広尾保育園	令和5年(2023年)5月8日
⑫	社会福祉法人遍照会 てらす西阿知	令和5年(2023年)5月8日
⑬	双葉中央こども園	令和5年(2023年)6月26日
⑭	明佳学園 双葉ヶ丘幼稚園	令和5年(2023年)6月26日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)10月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)10月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和5年(2023年)10月25日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用

される者であって、第 39 条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)11 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)11 月 30 日より施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 における「フルライフ株式会社」に関する変更は同年 8 月 1 日から、「株式会社ビジネスライフ」に関する変更は同年 10 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)12 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第 2 条 第 40 条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第 39 条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 5 年(2023 年)12 月 20 日(以下「施行日」という。)より施行し、同年 10 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第 2 条 第 40 条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第 39 条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、令和 5 年(2023 年)12 月 15 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)12月25日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(②、④及び⑦に限る。)、及び別表第1の次の表の左欄に掲げる実施事業所(②、④及び⑦を除く。)に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

	実施事業所名	適用日
①	株式会社 Bridge Life	令和5年(2023年)7月1日
②	株式会社 IFMC.	令和5年(2023年)9月1日
③	株式会社 NANOKO ラバー	令和5年(2023年)11月24日
④	株式会社 CoConova	令和5年(2023年)5月12日
⑤	株式会社 Ace9	令和5年(2023年)9月1日
⑥	株式会社 CoinPost	令和5年(2023年)9月1日
⑦	ユウケア株式会社	令和5年(2023年)9月1日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和5年(2023年)12月31日より施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)1月5日より施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)1月31日から施行する。ただし、第71条の2の規定は、令和6年(2024年)12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)2月5日(以下「施行日」という。)から施行する。

(代議員定数の変更に関する経過措置)

第2条 施行日現在で現に代議員である者(以下「現代議員」という。)については、なお従前の例による。

2 代議員定数の変更は、現代議員の任期満了日の翌日より適用するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)2月29日より施行し、令和5年(2023年)10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)3月18日より施行する。ただし、別表第1の次の表の左欄に掲げる実施事業所に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

	実施事業所名	適用日
①	ゴマブックス株式会社	令和6年(2024年)1月1日
②	ルボゼソリューション株式会社	令和5年(2023年)6月1日
③	株式会社miraism	令和5年(2023年)6月1日
④	株式会社HIT	令和4年(2022年)9月1日
⑤	株式会社ゼンシン	令和5年(2023年)6月5日
⑥	株式会社ミライプロジェクト	令和6年(2024年)1月1日
⑦	のらねこワークス株式会社	令和5年(2023年)8月15日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)3月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)3月31日より施行し、令和5年(2023年)12月19日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)4月16日より施行し、同年3月25日から適用する。ただし、別表第1及び第2における株式会社ame l i e(大阪府枚方市所在)の名称及び所在地に関する変更は、令和5年(2023年)12月7日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)4月22日より施行し、同年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)4月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)4月30日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2における「株式会社 Full Bet Group」及び「株式会社チームリア」に関する変更は同年1月1日から、「株式会社Cherishu」に関する変更は同年4月8日から、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和6年(2024年)4月20日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)5月30日より施行する。ただし、別表第1の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.17、20、21及び28)、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.1、3、4、7、18、19、22～27及び29～31)、別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.2、5、6及び8～16)に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	株式会社エヌリンクス	令和6年(2024年)3月18日
2	社会福祉法人幌北学園 発寒そらいろ保育園	令和3年(2021年)7月13日
3	社会福祉法人幌北学園 幌西そらいろ保育園	令和3年(2021年)7月13日
4	社会福祉法人幌北学園 西野そらいろ保育園	令和3年(2021年)7月13日
5	社会福祉法人幌北学園 岩塚そらいろ保育園	令和3年(2021年)7月13日
6	社会福祉法人幌北学園 下落合そらいろ保育園	令和3年(2021年)7月13日
7	社会福祉法人清香会 清高保育園	令和5年(2023年)4月20日
8	社会福祉法人清香会 こどもの園りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日
9	社会福祉法人清香会 大塚りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日
10	社会福祉法人清香会 荻窪りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日
11	社会福祉法人清香会 高円寺りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日
12	社会福祉法人清香会 中央区立十思保育園	令和5年(2023年)4月20日
13	社会福祉法人清香会 西原りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日
14	社会福祉法人清香会 横浜りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日
15	社会福祉法人清香会 千駄ヶ谷りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日
16	社会福祉法人清香会 中野りとるばんぷきんず	令和5年(2023年)4月20日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)6月3日より施行し、同年4月2日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)6月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)6月18日(以下「施行日」という。)より施行する。ただし、三星学園 みどりのみつぼし保育園又は三星学園 藤代中央保育園にかかる規定にあっては、同年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)6月20日(以下「施行日」という。)から施行し、同年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)6月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)7月20日(以下「施行日」という。)から施行し、同年5月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)7月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用

される者であって、第 39 条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 6 年（2024 年）8 月 20 日（以下「施行日」という。）から施行し、同年 6 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第 2 条 第 40 条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第 39 条に該当するものは、適用日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 6 年（2024 年）8 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 6 年(2024 年)8 月 27 日より施行する。ただし、別表第 1 の次の表の左欄に掲げる実施事業所に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

	実施事業所名	適用日
①	株式会社アイグランホールディングス	令和 3 年（2021 年）3 月 18 日
②	株式会社アイ・グラン・ソリューション	令和 3 年（2021 年）3 月 18 日
③	株式会社アイグラン	令和 3 年（2021 年）3 月 18 日
④	株式会社アイグランプロスタッフ	令和 3 年（2021 年）3 月 18 日
⑤	インバウンドテクノロジー株式会社	令和 6 年（2024 年）3 月 1 日
⑥	株式会社インビクタス	令和 6 年（2024 年）7 月 1 日
⑦	株式会社イーストエンドカンパニー	令和 6 年（2024 年）7 月 1 日

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 6 年(2024 年) 8 月 30 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 における「株式会社アイ・グリッド・ラボ」に関する変更は、同年 7 月 1 日か

ら適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)8月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)9月30日より施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.6を除く)に関する別表第1及び別表第2に関する変更、並びに実施事業所(No.6に限る)に関する別表第1の変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	社会福祉法人信正会 もみじの森保育園	令和6年(2024年)4月1日
2	社会福祉法人信正会 姪浜もみじの森保育園	令和6年(2024年)4月1日
3	チームビルディングス株式会社	令和6年(2024年)5月28日
4	社会福祉法人真祐会 リアンかしはら保育園	令和5年(2023年)4月1日
5	社会福祉法人真祐会 リアンかしい保育園	令和5年(2023年)4月1日
6	こどもカンパニー株式会社	令和6年(2024年)9月1日
7	戸越税理士事務所 戸越裕介	令和6年(2024年)6月3日
8	株式会社TOCオフィスコンサルティング	令和6年(2024年)6月3日
9	有限会社アール・シー・システム	令和6年(2024年)7月11日
10	有限会社エヌティーエム	令和6年(2024年)7月11日
11	株式会社ウェルフューチャー	令和6年(2024年)5月24日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和6年(2024年)9月25日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)10月30日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2における「社会福祉法人篠田福祉会 なかよし保育園」に関する変更は令和5年(2023年)10月2日から、「有限会社マザーリーフ」に関する変更は令和6年(2024年)8月1日から、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)10月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)11月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年(2024年)12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和6年（2024年）12月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年（2025年）1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年（2025年）1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年（2025年）1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年（2025年）1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年（2025年）1月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年（2025年）1月29日（以下「施行日」という。）から施行

する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)1月30日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2における「株式会社ゼロインフィニティ」に関する変更は、令和6年(2024年)11月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)2月7日より施行する。ただし、別表第1の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.2、5～9、11及び13～15)、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.1、3、4、10及び12)、別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.16及び17)に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	社会福祉法人つばさ福祉会 白馬デイサービスセンター	令和6年(2024年)10月1日
2	社会福祉法人創人会 ともだちの家スピカ	令和6年(2024年)12月1日
3	社会福祉法人篠田福祉会 春華しろつつち保育園	令和5年(2023年)10月1日
4	Chatwork 株式会社	令和6年(2024年)9月25日
5	ガレージバンク株式会社	令和6年(2024年)8月15日
6	アルホット合同会社	令和6年(2024年)10月1日
7	株式会社A c e 9	令和6年(2024年)3月1日
8	医療法人社団ウェルリード	令和6年(2024年)10月1日
9	株式会社アルボックス	令和6年(2024年)6月3日
10	株式会社リスの森	令和6年(2024年)4月22日
11	株式会社K a r u n a	令和6年(2024年)11月1日
12	特定非営利活動法人宇佐市障がい者共同受注協議会	令和6年(2024年)10月30日
13	株式会社Z E R O G R A	令和6年(2024年)10月1日
14	ハルキミナトジャパン株式会社	令和6年(2024年)8月14日
15	株式会社ハイエスト	令和6年(2024年)11月26日
16	社会福祉法人つばさ福祉会	令和6年(2024年)10月1日
17	社会福祉法人つばさ福祉会 認定こども園こどもの家	令和6年(2024年)10月1日

附 則

(施行期日)

第1条 第1条 この規約は、令和7年(2025年)2月10日より施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)2月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)2月19日より施行し、令和6年(2024年)9月2日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)2月28日より施行する。ただし、次の表の左欄に掲げる実施事業所に関する変更は、同表の右欄に掲げる日から適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	株式会社想実	令和6年(2024年)12月13日
2	北溟産業有限会社	令和6年(2024年)11月8日
3	株式会社ACT	令和6年(2024年)10月24日
4	J-NS合同会社	令和7年(2025年)1月1日
5	医療法人社団浪岡内科消化器科クリニック	令和6年(2024年)11月28日
6	アンダンテ株式会社	令和7年(2025年)1月30日
7	アンダンテミライ株式会社	令和7年(2025年)1月30日
8	アンダンテワークス株式会社	令和7年(2025年)1月30日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月26日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月28日より施行する。ただし、別表第1の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.2～4及び7)、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.1、5及び6)に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	H. I. F. 株式会社	令和7年(2025年)2月18日
2	有限会社丸七運送	令和6年(2024年)2月1日
3	株式会社エルサーブ	令和6年(2024年)8月1日
4	株式会社ガーデンクラフト	令和6年(2024年)3月29日
5	株式会社マネジメントインテリジェンスサービス	令和6年(2024年)3月5日
6	医療法人忠優会 らいふホームクリニック	令和6年(2024年)4月1日
7	株式会社ラフトワークス	令和7年(2025年)3月1日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)3月30日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月22日より施行する。ただし、別表第1及び別表第2における「株式会社つくばアカデミー」に関する変更は同年2月2日から、「社会福祉法人奥山老人ホーム」に関する変更は同年1月7日から、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月28日より施行する。ただし、別表第1の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.4、7、9、11、12、14及び15)、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.1～3、5、6、8、10及び13)に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	株式会社日本ヒューマンサポート 春日部	令和6年(2024年)8月1日
2	株式会社リンクエッジ	令和7年(2025年)3月12日
3	社会福祉法人奥山老人ホーム 特別養護老人ホーム引佐	令和6年(2024年)9月1日
4	株式会社Nexus	令和6年(2024年)11月1日
5	ケンブリッジ合同会社	令和6年(2024年)11月20日
6	HaSkyn&Co. 株式会社	令和7年(2025年)3月10日
7	東雲ランドサーベイ株式会社	令和7年(2025年)4月1日
8	株式会社つつみ居宅介護支援事業所	令和7年(2025年)3月1日
9	株式会社エヌテック	令和6年(2024年)9月5日
10	有限会社アイケア	令和6年(2024年)6月1日
11	岩波不動産株式会社	令和6年(2024年)12月1日
12	有限会社高南電設	令和6年(2024年)8月29日
13	株式会社グランプラス	令和7年(2025年)3月1日
14	株式会社totonoi	令和7年(2025年)4月1日
15	株式会社スター・コンコルド・ロジスティクス	令和7年(2025年)4月1日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)4月29日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2における「SBCメディカルグループ株式会社」に関する変更は令和7年(2025年)1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年（2025年）5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（資格取得の時期に関する経過措置）

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和7年（2025年）5月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和7年（2025年）5月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（資格取得の時期に関する経過措置）

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和7年（2025年）5月27日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	株式会社日本ヒューマンサポート 幸手	令和6年（2024年）8月2日
2	株式会社日本ヒューマンサポート 古河	令和6年（2024年）8月2日
3	株式会社日本ヒューマンサポート 筑西	令和6年（2024年）8月2日
4	株式会社日本ヒューマンサポート 白岡	令和6年（2024年）8月2日
5	株式会社日本ヒューマンサポート 岩槻	令和6年（2024年）8月2日
6	株式会社日本ヒューマンサポート 東松山	令和6年（2024年）8月2日
7	株式会社日本ヒューマンサポート 幸手南	令和6年（2024年）8月2日
8	株式会社日本ヒューマンサポート 鴻巣	令和6年（2024年）8月2日
9	株式会社湘美会	令和7年（2025年）1月1日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)5月28日より施行する。ただし、別表第1の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.2～5)、別表第1及び別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.1及び6)、別表第2の次の表の左欄に掲げる実施事業所(No.7)に関する変更は、同表右欄に掲げる日から、それぞれ適用する。

No.	実施事業所名	適用日
1	いずみヶ丘学園 どんぐり幼稚園 認定こども園 どんぐり幼稚園	令和7年(2025年)4月10日
2	株式会社miraism	令和7年(2025年)2月1日
3	マックシステム株式会社	令和7年(2025年)5月1日
4	マックシステム・テクノロジーズ株式会社	令和7年(2025年)5月1日
5	株式会社ヒート・ハーツ	令和7年(2025年)4月1日
6	株式会社LALAFUL	令和7年(2025年)4月24日
7	学校法人いずみヶ丘学園 しいのみこども園 しいのみこども園	令和7年(2025年)4月10日

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)5月30日より施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年(2025年)6月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、施行日に新たに実施事業所となった事業所に使用される者であって、第39条に該当するものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

別表第 1－(1)～(145)

実施事業所の名称及び所在地 (第 4 条関係)

_____ 省略 _____

別表第 2－(1)～(430)

実施事業所ごとに定める企業年金基金に係る取扱い規程 (第 39 条関係)

_____ 省略 _____

別表第 3

予定利率別年金換算率（第 48 条関係）

予定利率	年金換算率	予定利率	年金換算率
0.0 %	5.0000	2.6 %	4.6774
0.1 %	4.9869	2.7 %	4.6657
0.2 %	4.9739	2.8 %	4.6541
0.3 %	4.9609	2.9 %	4.6425
0.4 %	4.9480	3.0 %	4.6309
0.5 %	4.9351	3.1 %	4.6194
0.6 %	4.9223	3.2 %	4.6080
0.7 %	4.9095	3.3 %	4.5966
0.8 %	4.8968	3.4 %	4.5852
0.9 %	4.8842	3.5 %	4.5739
1.0 %	4.8716	3.6 %	4.5626
1.1 %	4.8591	3.7 %	4.5514
1.2 %	4.8466	3.8 %	4.5402
1.3 %	4.8342	3.9 %	4.5291
1.4 %	4.8218	4.0 %	4.5181
1.5 %	4.8095	4.1 %	4.5070
1.6 %	4.7972	4.2 %	4.4960
1.7 %	4.7850	4.3 %	4.4851
1.8 %	4.7728	4.4 %	4.4742
1.9 %	4.7607	4.5 %	4.4634
2.0 %	4.7487	4.6 %	4.4526
2.1 %	4.7367	4.7 %	4.4418
2.2 %	4.7247	4.8 %	4.4311
2.3 %	4.7128	4.9 %	4.4205
2.4 %	4.7010	5.0 %	4.4098
2.5 %	4.6892	—	—

別表第 4－(1)

残余支給期間別一時金換算率（第 60 条第 4 項、第 69 条第 2 号関係）

予定利率	残余支給期間					
	5 年	4 年	3 年	2 年	1 年	0 年
0.0 %	5.0000	4.0000	3.0000	2.0000	1.0000	0.0000
0.1 %	4.9869	3.9915	2.9951	1.9978	0.9994	0.0000
0.2 %	4.9739	3.9831	2.9903	1.9955	0.9988	0.0000
0.3 %	4.9609	3.9746	2.9854	1.9933	0.9981	0.0000
0.4 %	4.9480	3.9663	2.9806	1.9910	0.9975	0.0000
0.5 %	4.9351	3.9579	2.9758	1.9888	0.9969	0.0000
0.6 %	4.9223	3.9496	2.9710	1.9866	0.9963	0.0000
0.7 %	4.9095	3.9413	2.9662	1.9844	0.9957	0.0000
0.8 %	4.8968	3.9330	2.9615	1.9822	0.9950	0.0000
0.9 %	4.8842	3.9248	2.9567	1.9800	0.9944	0.0000
1.0 %	4.8716	3.9166	2.9520	1.9778	0.9938	0.0000
1.1 %	4.8591	3.9084	2.9473	1.9756	0.9932	0.0000
1.2 %	4.8466	3.9002	2.9426	1.9734	0.9926	0.0000
1.3 %	4.8342	3.8921	2.9379	1.9712	0.9920	0.0000
1.4 %	4.8218	3.8841	2.9332	1.9690	0.9914	0.0000
1.5 %	4.8095	3.8760	2.9285	1.9669	0.9907	0.0000
1.6 %	4.7972	3.8680	2.9239	1.9647	0.9901	0.0000
1.7 %	4.7850	3.8600	2.9192	1.9625	0.9895	0.0000
1.8 %	4.7728	3.8520	2.9146	1.9604	0.9889	0.0000
1.9 %	4.7607	3.8441	2.9100	1.9582	0.9883	0.0000
2.0 %	4.7487	3.8362	2.9054	1.9561	0.9877	0.0000
2.1 %	4.7367	3.8283	2.9008	1.9539	0.9871	0.0000
2.2 %	4.7247	3.8204	2.8963	1.9518	0.9865	0.0000
2.3 %	4.7128	3.8126	2.8917	1.9497	0.9859	0.0000
2.4 %	4.7010	3.8048	2.8872	1.9475	0.9853	0.0000
2.5 %	4.6892	3.7971	2.8827	1.9454	0.9847	0.0000

(注)残余支給期間に 1 年未満の端数が生じたときの率は、次式による。

A 年 B 月の率 $= A$ 年の率 $+ \{(A + 1)$ 年の率 $- A$ 年の率 $\} \times B \div 12$
(小数点以下第 4 位未満四捨五入)

別表第 4－(2)

残余支給期間別一時金換算率（第 60 条第 4 項、第 69 条第 2 号関係）

予定利率	残余支給期間					
	5 年	4 年	3 年	2 年	1 年	0 年
2.6 %	4.6774	3.7893	2.8781	1.9433	0.9841	0.0000
2.7 %	4.6657	3.7816	2.8737	1.9412	0.9835	0.0000
2.8 %	4.6541	3.7739	2.8692	1.9391	0.9829	0.0000
2.9 %	4.6425	3.7663	2.8647	1.9370	0.9823	0.0000
3.0 %	4.6309	3.7587	2.8602	1.9349	0.9817	0.0000
3.1 %	4.6194	3.7511	2.8558	1.9328	0.9811	0.0000
3.2 %	4.6080	3.7435	2.8514	1.9307	0.9805	0.0000
3.3 %	4.5966	3.7359	2.8469	1.9286	0.9800	0.0000
3.4 %	4.5852	3.7284	2.8425	1.9265	0.9794	0.0000
3.5 %	4.5739	3.7209	2.8381	1.9244	0.9788	0.0000
3.6 %	4.5626	3.7135	2.8338	1.9224	0.9782	0.0000
3.7 %	4.5514	3.7060	2.8294	1.9203	0.9776	0.0000
3.8 %	4.5402	3.6986	2.8250	1.9183	0.9770	0.0000
3.9 %	4.5291	3.6913	2.8207	1.9162	0.9764	0.0000
4.0 %	4.5181	3.6839	2.8164	1.9142	0.9758	0.0000
4.1 %	4.5070	3.6766	2.8121	1.9121	0.9753	0.0000
4.2 %	4.4960	3.6693	2.8078	1.9101	0.9747	0.0000
4.3 %	4.4851	3.6620	2.8035	1.9080	0.9741	0.0000
4.4 %	4.4742	3.6547	2.7992	1.9060	0.9735	0.0000
4.5 %	4.4634	3.6475	2.7949	1.9040	0.9729	0.0000
4.6 %	4.4526	3.6403	2.7907	1.9020	0.9724	0.0000
4.7 %	4.4418	3.6331	2.7864	1.8999	0.9718	0.0000
4.8 %	4.4311	3.6260	2.7822	1.8979	0.9712	0.0000
4.9 %	4.4205	3.6189	2.7780	1.8959	0.9706	0.0000
5.0 %	4.4098	3.6118	2.7738	1.8939	0.9701	0.0000

(注)残余支給期間に 1 年未満の端数が生じたときの率は、次式による。

A 年 B 月の率 $= A$ 年の率 $+ \{(A + 1)$ 年の率 $- A$ 年の率 $\} \times B \div 12$
 (小数点以下第 4 位未満四捨五入)

別表第 5

事務費掛金（第 72 条関係）

加入者数	加入者 1 人当りの事務費掛金
1 人以上 500 人以下の部分	490 円
501 人以上 1,000 人以下の部分	450 円
1,001 人以上の部分	410 円